

2013年度第4回日本学連幹事会 配布資料

開催日 2014年(平成26年)3月6日(木)・9日(日)
 会場 ホテルファミテック(6日・栃木県日光市)、ホテルニュー塩原(9日・栃木県那須塩原市)

【配布資料一覧】(資料はすべて6日までに配布・敬称略)

資料タイトル	関連議題 (番号)	備考
配布資料1	2013年度日本学連会計中間報告	2 文責:会計 山田陽子
配布資料2	2014年度会計予算案	2 文責:会計 山田陽子
配布資料3	2010年度会計予算案	2 文責:2009年度会計 井戸美菜 (来年度予算案の参考資料として配布)
配布資料4	議案書 JOA との関係について	3 文責:幹事長 山本淳史
配布資料5	日本学生オリエンテーリング連盟の地図の運用に関する規約	6 担当:理事 齋藤翔太 2014年3月時点の案
配布資料6	「トレインと地図の管理に関する規則」の廃止および新規則	7 担当:副幹事長 新谷国隆 2014年3月時点の案
配布資料7	技術委員会報告	9 文責:技術委員長 大西康平
配布資料8	日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技 関東地区代表選手選考会に伴う推薦立候補に係る規約(案)	11 担当:関東学連幹事長 佐藤大樹 2014年3月時点の案

2013年度日本学連会計中間報告

収入項目

加盟金		予算
個人	3,378,100	2,700,000
加盟校	144,000	120,000
準加盟校	14,000	15,000
賛助金		
賛助金	116,000	200,000
販売収入		
地図	500,000	1,300,000
事業収入		
ICM&R2012黒字返金	2,363,260	1,500,000
その他		
利息	941	

計 6,516,301

2013年度日本学連会計 山田陽子

2014/3/6

支出項目

貸付金		予算
ICM&R2013貸付金	1,500,000	1,500,000
部局活動費		
広報部	0	5,000
事業部	0	150,000
事務局	19,930	50,000
普及部	0	20,000
渉外部	23,460	200,000
幹事会役員活動費		
幹事会交通費	442,150	500,000
幹事会宿泊費	199,380	300,000
総会・幹事会会場費	10,860	
事務局維持費		
家賃		715,000
光熱費	30,485	100,000
電話代	28,714	
その他		20,000
地区学連へのフィードバック	32,000	
資料印刷費	900	
手数料	2,470	
税金	35	
地図代	1,257,100	
インカレ広告費	20,000	

計 3,567,484

2014年度会計予算案

収入

項目	内訳	単価	数量	計
加盟金	個人	3,000	1,000	3,000,000
	加盟校	4,000	36	144,000
	準加盟	1,000	8	8,000
賛助金				200,000
地図など				700,000
事業収入	2013ICM&R			100,000
貸付金	2013ICM&R			1,500,000
関東学連家賃				55,000
計				5,707,000

2013年度日本学生連盟会計 山田陽子

2014/3/6

支出

項目	内訳	単価	計
貸付金	2013春IC		1,500,000
予算	広報部		5,000
	事業部		150,000
	事務局		100,000
	普及部		15,000
	理事会		100,000
	渉外部		200,000
a)技術委員会	技術委員会	60,000	370,000
b)インカレアドバイザー派遣		160,000	
c)学連合宿補助(3万円×4)		120,000	
d)講習会補助(1万円×3)		30,000	
ユニバー補助	オフィシャル補助など		100,000
印刷費	活動報告書作成費		250,000
幹事役員活動費	幹事会交通費		500,000
	幹事会宿泊費		300,000
	総会		50,000
	役員活動費		50,000
事務局維持費	家賃	55,000	715,000
	光熱費		100,000
その他			20,000
計			4,053,000

*ユニバーは2年ごとに開催されるので、毎年10万円を計上し、実際は2年ごとに20万を交付しています。

*活動報告書は2年ごとに作成されるので、毎年25万を計上し、実際は2年ごとに50万を交付しています。

2010年度予算案

2009年度日本学連会計 井戸美菜

収入

項目	内訳	単価	計
加盟金	個人	3,000	2,262,000
	加盟校	4,000	148,000
	準加盟	1,000	8,000
賛助金			200,000
	地図など		700,000
事業収入	2009ICM&R		100,000
貸付金	2009ICM&R		1,500,000
関東学連家賃			60,000
計			4,978,000

支出

項目	内訳	単価	計
貸付金	2010春IC		1,500,000
予算	広報部		5,000
	事業部		100,000
	事務局		100,000
	普及部		15,000
	理事会		100,000
a)技術委員会	技術委員会	60,000	370,000
b)インカレアドバイザー派遣		160,000	
c)学連合宿補助(3万円×4)		120,000	
d)講習会補助(1万円×3)		30,000	
ユニバー補助			100,000
印刷費	活動報告書作成費		250,000
幹事役員活動費	幹事会交通費		500,000
	幹事会宿泊費		300,000
	総会		50,000
	役員活動費		50,000
事務局維持費	家賃	60,000	780,000
	光熱費		100,000
その他			20,000
地図	委託費		300,000
計			4,640,000

*ユニバーは2年ごとに開催されるので、毎年10万円を計上し、
実際は2年ごとに20万を交付しています。

*活動報告書は2年ごとに作成されるので、毎年25万を計上し、
実際は2年ごとに50万を交付しています。

議案書_JOA との関係について

2014/3/6,9 平成25年度第4回幹事会

幹事長：山本淳史

【総会で決めること】

今回総会で、日本学連がJOAの正加盟員となることについての、日本学連としての最終的な意思決定をする。

【総会で話すこと】

JOAに加盟した場合の条件などをもう一度説明する。

【幹事会で話すこと】

総会で話す内容の確認。特に決めることはない。

【JOAに加盟した場合の条件など】

1. 各加盟員は日本学連に加盟すると、自動的に無償でJOAの競技者登録がされる。

○方法：日本学連への加盟登録時に、JOAの競技者登録に必要な情報(詳しくは後述)も同時に報告してもらう。各校代表者は各地区学連にそれを提出し、地区学連は6月末までに日本学連に提出する。日本学連は6月末までにJOAに加盟員のリストを提出し、それをもって競技者登録申請とする。JOAはその情報に基づいて競技者番号を割り振り、日本学連に報告する。日本学連は競技者登録番号と加盟登録番号を合わせて各加盟校に報告する。競技者登録番号は、従来の番号の「都道府県番号」に50を足した番号を用いることで、日本学連加盟員であることを区別する。従って、日本学連に加盟する以前から競技者登録をしていたものは、一度競技者登録番号が変わることになる。また、日本学連を通して競技者登録をしたからといって、都道府県への所属がなくなるわけではないし、ふるさと登録も従来通りできる。当然全日本リレーも従来通り出場できる。

○注意：日本学連に報告してもらった「競技者登録に必要な情報」、すなわち「氏名、ふりがな、性別、生年月日、郵便番号、住所(部屋番号まですべて)、電話番号、(もしあれば)故郷登録の都道府県、(もし可能なら)メールアドレス、現在の競技者登録の有無」は、JOAに報告され、JOAからは各人の所属する都道府県(ふるさと登録含む)のオリエンテーリング協会に報告される。これに関して、個人情報の取り扱いは十分に注意されるべきである。

○個人情報について：日本学連で個人情報保護理念を作成した(本総会で承認予定)。JOAの個人情報保護理念と合わせて各人にこれを読んでもらう。また、日本学連に

加盟登録情報を報告する際のフォーマットに本人の同意を確認するチェックボックスを設ける。どうしても嫌な者は、ここにチェックすることで上記の個人情報の提供を拒否することができる。ただし、その場合でも、最低限「氏名、ふりがな、生年月日、都道府県、(もしあれば) 故郷登録の都道府県、現在の競技者登録の有無」(つまり、電話番号と住所以外)は JOA に提供する。そのような加盟員に JOA から連絡を取りたい場合は、日本学連事務局を通して連絡する。また、これらの情報について、JOA はその競技者の登録する都道府県協会には提供する。

2. JOA ニュースの配布方法の変更

JOA ニュースは現在競技者登録をしている人の家に 1 部ずつ郵送しているが、これは非常に手間とお金がかかる。これを機に、JOA ニュースは各地区学連に配布することになり、各地区学連は地区学連総会などで各校に配布する。受け取った各校代表者には各加盟員に配布していただく。

3. 理事、委員会について

日本学連から 2 名、JOA の理事を出す。1 人は日本学連幹事長、もう 1 人は JOA 担当理事(現在は木村理事に兼任していただく)。委員会については、もう少し様子を見て日本学連の幹事が兼任することにする。これについては加盟員のみなさんには特に影響のないことと思われる。

4. 日本学連の JOA への加盟までの流れ

本総会で、日本学連が JOA に加盟することの合意がとれた場合、その旨を JOA に伝え、JOA が 5 月の JOA 理事会で日本学連の正加盟を承認することで、晴れて日本学連の JOA への正加盟が決定する。

日本学生オリエンテーリング連盟の地図の運用に関する規約

第1章 総則

第1条 (目的)

- 1 本規約は、日本学生オリエンテーリング連盟（以下、日本学連）が保有する金融資産を有効活用し、日本学連の最も重要な資産たる地図財産を継続的に更新し、使用可能な状態に保つことを目的とする。
- 2 同時に、地図を作成する者の環境を整備することで、本規約が日本の学生オリエンテーリング界、ひいては日本オリエンテーリング界全体の永き発展に寄与することを目的とする。

第2条 (定義)

- 1 本規約における「地図作成者」とは、日本学連に所有権の属するもしくは属することになる地図の作成及び更新を相応の対価をもって事業として行う者を指す。
- 2 本規約における「地図事業」とは、日本学連への事業の提案から、日本学連による事業完成確認までの一連の手続きを指す。
- 3 本規約における「指定管理業者」とは、日本学連と別途委託管理契約を締結した者を指す。

第2章 窓口

第3条 (連絡先)

- 1 日本学連における地図事業に係る窓口として、**日本学連会計担当者（以下、会計担当）**を正責任者とする。
- 2 正責任者に加えて、日本学連地図会計担当理事（以下、担当理事）を副責任者とする。
- 3 地図作成者が地図事業に係る連絡を日本学連に対して行う場合、必ず上記2者双方に対して連絡するものとする。

第4条 (連絡方法)

- 1 日本学連への連絡方法はやむを得ない場合を除いて原則インターネットメールによるものとする。メールアドレスについては、日本学連のホームページに記載する。
- 2 やむを得ない場合は電話等による連絡も可とする。

第3章 事業の展開

第5条 (事業の提案)

- 1 本規約における地図事業は、日本学連構成員の他、地図作成者からも提案できるものとする。後者の場合は、第6条に規定する書類を日本学連に提出するものとする。
- 2 日本学連構成員において作成及び更新を希望する地図がある場合は、個別に日本学連あて連絡を行う。連絡方法は第4条による。ただし、日本学連加盟校及び加盟員が地図作成者を日本学連に推薦できる。その場合、推薦された地図作成者は、第6条に規定される書類を日本学連に提出するものとする。
- 3 日本学連構成員からの事業提案であって地図作成者の推薦がない場合、日本学連は地図作成者の公募を行う。その際は日本学連のホームページ上にて詳細を告知する。複数の応募者があった場合、幹事会及び理事会において計画の実現性等を総合的に勘案し、地図作成者を選定する。

第6条 (提案・見積り)

- 1 地図作成者は、「地図事業計画書(様式1)」(以下、事業計画書)及び「地図事業見積書(様式2)」(以下、見積書)を日本学連に提出する。
- 2 地図作成者は、事業費を算定する際、適正な価格となるようにしなければならない。
- 3 日本学連に対して事業の提案があった場合、幹事会及び理事会は当該事業の必要性について検討し、可否を判断する。
- 4 事業費見積総額が200万円(税込)を超える場合は、当該事業について幹事会、理事会及び総会での承認を必要とする。この場合、地図作成者は日本学連幹事会に出席し事業計画書及び見積書について説明を行う義務を負う。また、日本学連総会にも出席し、事業計画書及び見積書について説明を行うことが望ましい。
- 5 事業費見積総額が200万円(税込)以下の場合、当該事業について幹事会及び理事会での承認を必要とする。この場合、地図作成者は日本学連幹事会に出席し事業計画書及び見積書について説明を行う義務を負う。
- 6 事業の喫緊性が認められ、かつ事業費が20万円以下の場合、日本学連幹事長、副幹事長、**会計担当**及び担当理事のみで事業の可否を判断できる。

第7条（契約）

- 1 日本学連は、提出された事業計画書及び見積書について可と判断した場合、地図作成者と地図事業についての契約を行う。
- 2 発注形式は、「地図事業発注・請負契約書(様式3)」(以下、契約書)によるものとする。契約書には地図作成者、日本学連双方の署名、捺印を必要とする。
- 3 契約書の締結は、やむを得ない場合を除き、原則面前自著によるものとする。この場合、締結場所は原則として日本学連事務局、もしくは幹事会または総会の会場とする。
- 4 契約書正副2通に日本学連、地図作成者の双方が署名・捺印することで契約が成立したものとす~~るも、これをもって事業開始とみなす。正契約書は日本学連が、副契約書は地図契約者が厳重に保管する。~~
- 5 地図作成者が日本学連事務局から遠方に居住している等のやむを得ない事情がある場合、契約書の締結は郵送によることができる。この場合、日本学連が様式を地図作成者あて発送し、地図作成者は契約書へ署名、捺印のうえ日本学連あて返送する。日本学連はそれに対し署名・捺印を行い、副契約書については地図作成者に返送する。

第8条（事業計画の変更）

- 1 地図作成者は、事業計画に大きな変更が生じた場合、「地図事業計画変更届(様式4)」(以下、計画変更届)を早急に日本学連まで提出しなければならない。
- 2 地図作成者は、計画変更届について日本学連幹事会及び理事会からの承認を得た上で事業を継続しなければならない。ただし、変更により事業費総額が200万円(税込)を超える場合は、日本学連総会の承認を必要とする。

第9条（納品・検収）

- 1 地図作成者は、地図の作成が完了した場合、「地図事業完了報告書兼支払請求書(様式5)」(以下、完了報告書兼請求書)を日本学連に提出すると同時に、地図を日本学連に納品する。競技会の公平性の観点から、地図の納品は担当理事に対してのみとする。
- 2 地図の納品形態は、OCAD データによるものとする。OCAD データのバージョンについては、契約書で指定する。

- 3 地図の OCAD データに関する一切の権利は、納品の時点で日本学連に属することとする。
- 4 日本学連理事会は、提出された OCAD データについて不備がないことを確認する。確認は指定管理業者に委託する。不備がないことが確認された場合、それをもって検収が完了したものとする。
- 5 地図事業者と指定管理業者が同一だった場合は、第9条1の手続きをもって検収が完了したものとする。

第10条（事業費の支払い）

- 1 地図作成者は、納品した地図について検収を受けた後に日本学連より事業費の支払いを受ける。
- 2 会計担当は、検収完了後、提出された完了報告書兼請求書に基づき速やかに地図作成者に対して事業費の支払いを行わなければならない。
- 3 事業費の支払いは原則銀行振込によるものとする。その際の各種手数料は日本学連の負担とする。

第11条（事業完成確認）

- 1 作成された地図を最初に利用する競技会の開催者は、競技会開催後2週間以内に「地図利用報告書(様式6)」(以下、利用報告書)を日本学連に提出しなければならない。なお、報告は競技会のイベントアドバイザーもしくは競技責任者が行うものとする。
- 2 利用報告書において地図事業の瑕疵が指摘された場合、地図作成者は初回に限り該当部分に対する修正を無償で速やかに行う義務を負う。修正完了時には、日本学連に対して「地図修正報告書(様式7)」(以下、修正報告書)を提出しなければならない。
- 3 会計担当は、完了報告書、利用報告書、修正報告書(必要な場合)を受領後、速やかに「地図事業進捗・完成確認票(様式8)」(以下、確認票)を作成のうえ、日本学連幹事会及び理事会に提出する。~~これをもって事業の完了とみなす。~~
- 4 確認票は事業費支払いの証拠書類とともに、日本学連事務局で厳重に保管するものとする。

第4章 地図財産の運用

第12条（委託管理）

- 1 日本学連は、OCAD データからの地図の調製及びその販売業務の一部または全部を指定管理業者に委託する

ことができる。ただし、販売価格は日本学連が決定する。

- 2 幹事会及び担当理事は指定管理業者の選定を行い、理事会からの承認を受ける。
- 3 日本学連と指定管理業者は、地図の調製、印刷、販売業務の具体的内容について、別途委託管理契約を締結する。
- 4 指定管理業者は、業務を委託管理契約に従い善良な管理者の注意をもって行うものとする。
- 5 指定管理業者は、委託された業務を遂行するにあたって何らかの不都合が生じた場合の全てにおいて、日本学連まで速やかに報告し、必要に応じて判断を仰がなければならない。

第13条（管理）

- 1 担当理事は、日本学連所有地図の全 OCAD データの原本を厳重に保管する。
- 2 担当理事は、地図事業により納品された最新の地図の OCAD データを随時指定管理業者に無償で貸与する提供~~する~~。
- 3 指定管理業者は、担当理事より随時日本学連所有地図の OCAD データを借用したの提供を受けた上で、厳重に保管する。~~また、当該 OCAD データに修正を施した場合、担当理事にその内容を報告し、修正後のデータを提出しなければならない。~~
- 4 指定管理業者は、委託された業務を遂行するにあたって OCAD データの調製及び印刷業務に係る修正が必要と判断した場合は、その内容について日本学連幹事会及び理事会あて協議を行う。幹事会及び理事会に認められた場合のみ修正を実施しすることができ、修正後のデータを担当理事あて提出しなければならない。
- 5 指定管理業者は、委託管理契約の契約が満了となった場合、速やかに日本学連より借用した OCAD データを廃棄しなければならない。

第14条（販売価格、方法）

- 1 地図の販売価格は、地図作成者より提出された事業計画書に基づき、担当理事が決定し、幹事会及び理事会の承認を受ける。
- 2 地図の販売価格、窓口及び手続きは日本学連のホームページにて公開する。
- 3 指定管理業者は、地図の販売明細について幹事会の都度、日本学連幹事会に報告しなければならない。

- 4 指定管理業者は、上記幹事会での報告後1か月以内に、地図の販売金額から別途契約で定められた手数料を差し引いた額を日本学連に納め、その旨を会計担当まで報告しなければならない。

第5章 改正、施行

第15章

本規約の改正は、幹事会、理事会及び総会の承認による。

第16章（施行）

本規約は、平成26年4月1日より施行する。

平成26年3月10日制定（予定）

廃止 日本学生オリエンテーリング連盟におけるトレインと地図の管理に関する規則

(目的) → **新規則へ**

- 第1条 1 本規則は、日本学生オリエンテーリング連盟（以下、本連盟）におけるトレイン及び地図の管理を定める。
- 2 本規則は、本連盟に属する全ての者と、本連盟の管理するトレイン及び地図を利用しようとする全ての者に、明確に効力が及ぶ。

(定義) → **新規則へ**

- 第2条 1 この規則では、地図の定義を、オリエンテーリング活動に使用するために、地表面の状況を特異な記号で詳細に記した、データもしくは凸版印刷によって作られた印刷物とする。
- 2 この規則では、トレインの定義を、オリエンテーリング活動に使用するために、土地管理者や土地所有者、行政への渉外を通じて、オリエンテーリング活動を行えるように地図化した範囲の土地とする。

(地図販売) → **地図規約へ**

- 第3条 1 本連盟は、事務局において地図を販売する。
- 2 本連盟は、本連盟が地図を販売するトレインにおける地元渉外を管理する。

(管理トレイン) → **新規則へ**

- 第4条 本連盟が渉外を管理するトレインを以下に示す。
- 1 本連盟が地図を販売しているトレイン
- 2 本連盟が地図を販売していないが、販売権を保持しているトレイン

(知的所有権) → **地図規約へ**

- 第5条 本連盟が、その知的所有権を有する地図を、以下のものとする。なお、オリエンテーリングがOLと略されているものも含める。
- 1 作成団体が、新日本オリエンテーリングクラブと記された地図
- 2 作成団体が、関東学生オリエンテーリング連絡協議会と記された地図
- 3 作成団体が、日本学生オリエンテーリング連盟と記された地図

(OCADの管理運用) → **地図規約へ**

- 第6条 OCADで作成された地図データを、以下OCADデータとする。
- 1 OCADデータは、失われにくい方法で事務局において保存管理する。

- 2 OCADデータは、必ず地図に印刷して販売する。OCADデータの配布や販売は、これを行わない。ただし、活動へ利用する場合にのみ、インカレ実行委員会、技術委員会、渉外整備委員会へのデータでの配布を認める。
- 3 本連盟は、OCADデータから地図への印刷を、本連盟に所属しない第三者もしくは団体に委託することができる。

(地図のコピー規制) → **新規則へ**

- 第7条 1 本連盟の販売する地図のオリエンテーリング目的でのカラーコピーを原則として禁止する。
- 2 個人で所有する本連盟の販売する地図を、個人使用の範囲でコピーすることに関しては、この限りではない。

(新たなトレイン開発) → **地図規約へ**

- 第8条 1 本連盟に属する者が、新たにトレインを開発しようとする場合、本連盟事務局へ開発申請を行わなければならない。
- 2 申請の書式は別に定める。

(リメイク) → **地図規約へ**

- 第9条 1 本連盟に属する者が、既存のトレインを開発しようとする場合、本連盟事務局へ開発申請を行わなければならない。
- 2 本連盟が渉外を管理するトレインを開発しようとする場合、本連盟事務局へ開発申請を行ない、幹事会の承認を得なければならない。
- 3 申請の書式は別に定める。

(渉外整備委員会) → **破棄**

- 第10条 1 本連盟の臨時委員会として、加盟員及び評議員によって組織される渉外整備委員会を置く。
- 2 渉外整備委員会は、学連が管理するトレインにおける渉外システムの整備を目的とする。
- 3 渉外整備委員会の委員は、委員長が決定し、幹事会に報告する。
- 4 渉外整備委員会の経費は、本連盟予算から賄う。
- 5 渉外整備委員会は会計1名を互選する。
- 6 渉外整備委員会は、その目的を達成した後、常設の渉外委員会へ改組する。

(渉外情報の更新協力) → **新規則へ**

- 第11条 本連盟が管理するトレインにおいて活動を行なった者は、本連盟から提供された渉外情報との相違

を確認した場合、本連盟に報告しなければならない。

(活動の管理)

→ 新規則へ

第12条 1 本連盟内の活動の届出について以下に定める。

1. 本連盟に属する者は、対抗戦、練習会などの諸大会を計画する際、本連盟事務局に届出を提出しなければならない。
2. 届出の書式は別に定める。

2 本連盟内の活動の報告について以下に定める。

1. 本連盟に属する者は、対抗戦、練習会などの諸大会の都度、本連盟事務局に結果を提出しなければならない。
2. 報告の書式は別に定める。

3 管理トレインにおける活動の届出について以下に定める。

1. 本連盟が管理するトレインにおいて活動を行なおうとする者は、本連盟事務局に届出を提出しなければならない。
2. 届出の書式は別に定める。

4 管理トレインにおける活動の報告について以下に定める。

1. 本連盟が管理するトレインにおいて活動を行なった者は、本連盟事務局に報告を提出しなければならない。
2. 報告の書式は別に定める。

(違反)

→ 破棄

第13条

- 1 本連盟に属する者が本規則に違反した場合、本連盟は処罰を行なう。
- 2 本連盟に属さない者で、本連盟の管理するトレイン及び地図を利用した者が本規則に違反した場合、本連盟は制限を科す。
- 3 幹事会は、理事会の諮問を受け、処罰と制限を決定する。

(改正)

→ 新規則へ

第14条

本規則の改正は、総会において加盟校総数の過半数の賛成を必要とする。

(細則)

→ 新規則へ

第15条

本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

平成17年3月14日制定

平成17年4月1日施行

補記

将来において、常設の渉外委員会が発足する際、本規則を以下の3つに分割することを検討する。

- 1 地図データを含めた、日本学連の知的所有権や著作権に関する規則
- 2 地図の販売に関する規則
- 3 テレインの維持と管理に関する規則

日本学生オリエンテーリング連盟におけるトレインと地図の利用に関する規則

新規則

第1条（目的）

- 1 本規則は日本学生オリエンテーリング連盟（以下、本連盟）におけるトレイン及び地図の利用に関して定める。
- 2 本規則は、本連盟に属する全ての者と、本連盟の管理するトレイン及び地図を利用しようとするすべての者に、明確に効力が及ぶ。

第2条（定義）

- 1 この規則では、地図の定義を、オリエンテーリング活動に使用するために、地表面の状況の特異な記号で詳細に記した、データもしくは印刷物とする。
- 2 この規則では、トレインの定義を、オリエンテーリング活動に使用するために、土地管理者や土地所有者、行政への渉外を通じて、オリエンテーリング活動を行えるように地図化した範囲の土地とする。

第3条（管理トレイン）

本連盟が渉外を管理するトレインを以下に示す。

- 1 本連盟が地図を販売しているトレイン
- 2 本連盟が地図を販売していないが、販売権を保持しているトレイン

第4条（地図のコピー規制）

- 1 本連盟の販売する地図のオリエンテーリング目的でのカラーコピーを原則として禁止する。
- 2 個人で所有する本連盟の販売する地図を、個人使用の範囲でコピーすることに関しては、この限りではない。

第5条（渉外情報の更新協力）

本連盟が管理するトレインにおいて活動を行なった者は、本連盟から提供された渉外情報との相違を確認した場合、本連盟に報告しなければならない。

第6条（活動の管理）

- 1 本連盟内の活動の届出について以下に定める。
 1. 本連盟に属する者は、対抗戦、練習会などの諸大会を計画する際、本連盟事務局に届出を提出しなければならない。
 2. 届出の書式は別に定める。
- 2 本連盟内の活動の報告について以下に定める。
 1. 本連盟に属する者は、対抗戦、練習会などの諸大会の都度、本連盟事務局に結果を提出しなければならない。
 2. 報告の書式は別に定める。
- 3 管理トレインにおける活動の届出について以下に定める。
 1. 本連盟外の者が、本連盟の管理するトレインにおいて活動を行なう際、本連盟事務局に届出を提出しなければならない。
 2. 届出の書式は別に定める。
- 4 管理トレインにおける活動の報告について以下に定める。
 1. 本連盟外の者が、本連盟の管理するトレインにおいて活動を行なった際、本連盟事務局に報告を提出しなければならない。
 2. 報告の書式は別に定める。

第7条（改正）

本規則の改正は、総会において加盟校総数の過半数の賛成を必要とする。

第8条（細則）

本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

平成 年 月 日制定

平成 年 月 日施行

技術委員会報告

2014/3/6 文責：大西

1、学連合宿の開催

今年は年3回の予定で残念ながら2月の合宿が一番参加者が多かった（約100名）が大雪のため中止になった。来年度も3回以上の開催をめざして活動していきます。

第1回 7月予定（場所は未定。ユニバー合宿とコラボ？）

第2回 9月予定（富士を予定。ロング対策。）

第3回 11～12月（愛知。ミドルに向けて。）

第4回 2月（山リハ？）

基礎技術からエリートのトレーニングまで幅広く対応していきたいと思います。

来年度も若手OBOGの技術委員会への登録をお願いします。

あとどういう役割があるのかの説明もしたうえで説得をお願いします。

とりあえずGWまでにいったん締め切りを決めてそれまでにお願いいたします。

講習会についてもコースプランニング、地図調査、計センと3つくらい行いたいなと思っています。これらはクラブの大会運営などにも必要なスキルなので、ぜひ開きたいです。そのためにも運営するためのマンパワーが必要です。一人に対する負担を分散させる必要もあります。

2、会計報告

第1回 学連合宿 0円

第2回 学連合宿 -23225円

地図調査講習会 9500円

第3回 学連合宿（地図代など） -28200円

（ユニバー補助 20万）

収支 -41925円

3、ユニバーについて

2014年8月にチェコでユニバーシアード（WUOC）が開催されます。

4月6日に富士こどもの国付近でセレクションがあります。締め切りは3月28日です。

皆さん宣伝をよろしくお願いします。

- ・ユニバーを盛り上げていくための意見交換。
- どうしたらもっとユニバーを目指す人が増えるか？
形から入るのもありなのか？（ユニフォームの作成。）
特典を付ける？（インカレエリートのユニバー枠。）

4、規約の改正について

11月の総会では混乱させてしまいすみませんでした。今後インカレなどに関する規約改正は一度技術委員会を通してください。よろしくお願いします。

過去も必ずそのような方式で改正されてきました。幹事会だけで改正⇒総会で決定という方法はやはり過去のこれまでの経緯などいろんな上の人意見が反映されていないので適切ではないと思います。もちろん幹事会から規約改正の要望をどんどん出していただけるのであればそれはぜひ行ってください。

- ・インカレスプリントについて
- ・B決勝の廃止
- ・同一コースの採用について

スプリントに関してはぜひみなさん遠慮せずいろんな意見をよろしくお願いします。

B決勝についてはそもそもこの名前は変じゃないかというのとエリートが2クラスある必要性はあるのか？といったことで昔の名残で残っている部分があるのでその辺もスプリントで規約を改正するのであれば合わせて改正できる部分を改正していきたいなと思っています。よろしくお願いします。

同一コースというのはB決勝が前半部分がA決勝と同じになっていることについてです。個人的にこれはデメリットが多いですし、同じ必要はないんじゃないかなと思っています。

時間がなく今回は意見交換が主となってしまいますが、秋の総会での規約改正を目指していく方向で行きたいと思っています。

日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技

関東地区代表選手選考会に伴う推薦立候補に係る規約

第一条 目的

この基準は日本学生オリエンテーリング選手権ミドルディスタンス競技大会（旧インカレショート、以下インカレミドル）関東地区代表選手選考会（以下ミドルセレ）で、インカレミドルでの選手権クラス出場権を得ることが出来なかった関東学連加盟員各位の救済措置としての推薦立候補について、その詳細を定めたものである。

第二条 推薦通過の対象

推薦通過の趣旨目的は、次年度インカレミドルの A エリートにおける学連枠を確保することが見込まれる関東学連加盟員に、B エリート出場のを確保すること、及び、インカレミドル A エリートにおいて卓越した成績を収めることが見込まれる関東学連加盟員が、やむを得ない事由によってセレクションを通過出来なかった場合に、A エリートへの出場の可能性を残すことである。ゆえに、A・B 双方の選手権クラスへの推薦枠を以下に用意し、併願は妨げない。

第三条 推薦立候補について

- 1 推薦立候補者は、セレクションの直後に周知される立候補書類に必要事項を記入し、指定された期限内に、指定提出先に提出しなければならない。
- 2 推薦立候補の受け付けは、セレクションの日から5日以内の、関東学連幹事長が定める日時とする。
- 3 関東学連幹事長は、立候補書類を受理したらただちに、各連盟員を通して関東学連加盟員各位に対して、当該立候補書類を周知しなければならない。

第四条 推薦通過者の枠数について

- 1 推薦通過者数は、【日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技・競技者数及びその配分に関する規則】の3条・4条によって当学連に与えられた地区学連枠の人数の、 $1/10$ とする。小数点以下は切り捨てとする。
- 2 当学連に与えられた地区学連枠の人数が10名に満たない場合は、一律に推薦枠を1つ用意する。

第五条 推薦立候補への判断の形態

- 1 推薦通過の可否は、関東学連総会の議決による。この総会は、第三条に定める立候補書類の周知後、相当期間後に開催されることが望ましい。
- 2 推薦立候補者は、有効投票のうち過半数を獲得すれば、通過が認められる。
- 3 男子の推薦立候補者の通過の可否を決める投票権は、男子の所属する加盟大学の連盟員のみが有するとする。同様に、女子の推薦立候補者の通過の可否を決める投票権は、女子

の所属する加盟大学の連盟員のみが有するとする。

4 推薦立候補者は、その通過の可否を決める関東学連総会に出席し、自身の通過の妥当性を有権大学の連盟員に訴えることができる。関東学連総会を開催する幹事会は、立候補者の請求があれば、連盟員に対する事情説明のための時間を設けなければならない。

5 第四条に定められた枠数を超えて通過者を認めることはできない。当該枠数を超えて推薦通過が認められる者が生じた場合は、改めてどの推薦立候補者が通過にふさわしいかの決選投票を行うものとする。

6 投票の結果、賛否同数だった場合は、関東学連幹事長がこれを判断する。

7 推薦立候補への判断の結果、第三条に定める推薦枠を満たさなかった場合、若しくは立候補者が推薦枠に満たなかった場合、セクションで選考されなかった者のうち、順位順に繰り上がるものとする。

第六条 委任状による投票

推薦立候補者の通過の可否を決める総会に出席できない加盟校連盟員は、第五条3項に定める基準を満たす限り、理由を添えれば、委任状による意思表示を可能とする。ただし、委任状に添えられた理由が、第五条4項に定める、総会当日の推薦立候補者による答弁によって覆された場合は、その委任状による意思表示は無効票として扱う。

第七条 通過の可否の判断基準について

1 推薦立候補者、および各有権大学は、以下第八条・第九条に定める判断基準に則って、推薦立候補および投票行動を行うものとする。

2 判断基準は、推薦立候補者がセクションに欠席した理由(以下、「未出走の理由」)、セクションに出走したが不通過だった理由(同「不通過の理由」)、そして推薦立候補者のオリエンテーリングの競技的実績の3点について、それぞれ定める。

3 以下、特別に定めるところがなければ、有権大学が判断基準を満たす推薦立候補者に反対票を投じることも、判断基準を満たさない推薦立候補者に賛成票を投じることも妨げない。

第八条 A エリート通過基準

1 A エリートへの推薦立候補者は、同条3項に定める判断基準と同条4項に定める判断基準の双方を満たすことが、強く望まれる。

2 A エリートへの推薦立候補者が基準を満たす場合に反対票を投じるには、正当な理由を付さねばならない。ここで「正当な理由」とは、社会一般的に見て著しく公平を害さない程度であれば足りるとする。ただし、基準を満たさない立候補者に賛成票を投じることは妨げない。

3 未出走の理由および不通過の理由の基準

- ① 未出走の理由を以下に定める。以下のいずれかを満たすと、基準を満たすと認定する。但し、いずれの場合もそれを証明する書類等が必要である。
- ・文部科学省指定の出席停止の疾患にかかった場合。
 - ・セクション当日に事故にあった場合。
 - ・3親等内における冠婚葬祭のように社会的にセクションより重要と思われる行事があった場合。

- ② 不通過の理由を以下に定める。以下のいずれかを満たすと、基準を満たすと認定する。
 - ・レース中に負傷者を発見して、その救助に当たり、救護所等に付き添った場合。
 - ・レース中に本人の過失なく、地元の方とのトラブルになった場合。
- ③ 以上に準じる相当な理由があれば、立候補者は自薦理由として立候補書類に記載して良い。ただし、その場合はあくまで自薦理由の一つとし、基準を満たしたとは認定しない。

4 オリエンテーリングの競技的実績に関する基準

- ① 前年度インカレミドル A エリートに出走し、当時1～3年生の中で上位10名に入り、且つ同年度インカレロング選手権クラスに出走し、10位以内に入る者。
- ② 男女ともに、①の基準に服する。
- ③ 以上に準じ得る相当の実績があれば、推薦立候補者は、自薦理由に追加して良い。ただし、その場合はあくまで自薦理由の一つとし、基準を満たしたとは認定しない。

第九条 B エリート通過基準

1 B エリートへの推薦立候補者は、同条3項に定める判断基準を満たすことが望まれる。

2 オリエンテーリングの競技的実績に関する基準

- ① 男子
 - ・前年度インカレミドル A エリート出場。
 - ・前年度インカレミドル B エリートで当時1～3年生の中で上位15位以内。
 - ・同年度インカレロング選手権50位以内または L クラス各3位以内。
- ② 女子
 - ・前年度インカレミドル A エリート出場。
 - ・前年度インカレミドル B エリートで当時1～3年生の中で上位10位以内。
 - ・同年度インカレロング選手権20位以内または L クラス3位以内。
- ③ 男女ともに、以上の3つの内、一つでも満たせば基準を満たしたと認定する。
- ④ 以上に準じる相当な理由があれば、自薦理由に加えることは妨げない。

第十条 修正

この規約の修正には、関東学連加盟校の過半数の賛成を必要とする。

平成22年 2月16日制定

平成24年12月 1日改正

平成26年 3月10日改正